

# 工 事 請 負 契 約 書

● ● 様 邸 改 修 工 事

年 月

## 工 事 請 負 契 約 書

### 第一条 (総則)

1. 発注者と請負者(以下、発注者 を「甲」、請負者(株)ノグチを「乙」という。甲、乙を「当事者」という)とは、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、この工事請負契約書(以下「契約書」という)、および見積書、No. 01~08(以下「設計図書」という)に基づいて、この契約(契約書、および設計図書を内容とする請負契約をいい、その内容を変更した場合を含む)を履行する。
2. 乙はこの契約に基づいて、工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲はその請負代金の支払いをする。

### 第二条 (工事請負代金・支払い)

1. 請負代金額 ￥6,480,000. -  
うち工事価格 ￥6,000,000. -  
取引に係る消費税(8%) ￥480,000. -  
(注) 請負代金額は、工事価格に、取引に係る消費税を加えた額
2. 請負代金の支払い  
工事中間のときに請負代金の約1/2  
支払い日を 年 月 日  
請負代金額の約1/2 ￥2,700,000. -  
工事価格 ￥2,500,000. -  
消費税(8%) ￥200,000. -  
完成引渡しの際に請負代金の約1/2  
支払い日を 年 月 日  
請負代金額の約1/2 ￥3,780,000. -  
工事価格 ￥3,500,000. -  
消費税(8%) ￥280,000. -

### 第三条 (請負者)

1. 乙は、契約書、契約図書に基づいて工事施工をするものとする。
2. 乙は、工事着手する前に工程表を提出する。

### 第四条 (工事の調整)

1. 甲は、甲の発注する工事が乙の施工において必要があるときは、調整を行うものとする。

### 第五条 (法規の厳守・諸届出)

1. 乙は、工事の施工にあたっては、建設業法、その他の関係法規に従い、これに要する諸届出その他一切の手続きを自己の負担と責任において行うものとする。

### 第六条 (権利義務・譲渡等の禁止)

1. 当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または

義務を、第三者に譲渡すること、または継承させることはできない。

2. 当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の材料を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

#### 第七条 (工事の範囲)

1. 乙が施工する範囲は、設計図書によるものとする。
2. 前項の書類に不明または疑義のあるときは、その都度甲、乙ともに確認するものとする。

#### 第八条 (材料の品質)

1. 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、標準品質を有するものとする。

#### 第九条 (物品貸与)

1. 甲は、甲の所有する物品等を乙が貸与したい旨請求があった場合は、無償でその使用を承認する。ただし書面で交わすものとする。
2. 乙は、使用済貸与物品については、甲の指定場所に返納しなければならない。

#### 第十条 (施設・用地の使用)

1. 甲は、乙が工事を施工するにあたり、材料置場、仮設物設置等のため、甲の施設および用地の使用を申し出た場合は、甲が必要と認めた場合無償で使用を承認し、器物破損した場合は、乙は全面弁償するものとする。

#### 第十一条 (工期の変更)

1. 乙は、天候の不良、天地、天災等その責に帰すことができない理由により工期の変更を要する場合は、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって甲に申し出、甲、乙協議して決めるものとする。

#### 第十二条 (損害の防止)

1. 乙は、工事の完成引渡しまで、自己の費用で、契約の目的物または近接する工作物、もしくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書、関係法令に基づき工事と環境に対する必要処置をする。
2. 契約の目的物に近接する工作物、既存建物の保護またはこれに関連する処置で、甲、乙が協議して、本条の1の処置範囲を超え、請負代金に含むことが適当でないと思えたものの費用は、甲の負担とする。

#### 第十三条 (第三者損害)

1. 工事施工のため、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲の負担とする。

#### 第十四条 (施工一般の損害)

1. 工事完成引渡しまでに、契約の目的物、工事材料、設備機器、貸与品、その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とし、工期は延長しない。ただし、甲が認めた場合はその限りではない。

#### 第十五条 (完成・検査・引渡し)

1. 乙は、工事を完了したときは、設計図書に適合していることを確認して、甲の検査を受けるものとする。
2. 検査合格しないときは、乙は工期内または甲の指定する期間内に、修補または改造して甲の検査を受ける。
3. 乙は、工期内または甲の指定する期間内に、甲の指示に従って仮設物の取り払い、後片付けなどの処置を行う。
4. 工事の完成に先立って、甲が目的物の一部の引き渡しを受ける場合、甲の検査を受け、合格した部分を受けることができる。ただし、甲は部分使用する場合、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 第十六条 (請求・支払い)

1. 第十五条の検査に合格したときは、第二条に定めるところにより、甲は乙の請求に対して請負代金を支払うものとする。

#### 第十七条 (瑕疵の担保)

1. 契約の目的物に施工上の瑕疵があるときは、甲は乙に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を求めることができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、甲の修補を求めることができない。
2. 本条1による瑕疵担保期間は、引渡しの日から、鉄部塗装・外壁塗装2年、シーリング・バルコニー防水は3年とする。
3. 前項の瑕疵があった場合は、乙は甲の指定する期間内に修補しなければならない。ただし、甲が不可抗力と認めたとき、または甲の責任となる事由によるものはこの限りではない。
4. 甲は、契約の目的物の引渡しのとときに本条1の瑕疵があることを知ったときは、遅滞なく書面をもってその旨を乙に通知しなければ、本条1の規定にかかわらず当該瑕疵の修補を求めることができない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときはこの限りではない。

#### 第十八条 (請負代金の変更)

1. 甲、乙は、必要によって工事の追加、変更、工期の変更に対してその理由を明示して必要認められる請負金額の変更を求めることができる。

#### 第十九条 (基本契約の期間)

1. 本契約は 年 月 日から 年 月 日までとする。

#### 第二十条 (補足)

1. この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約書を充分お読み下さい。

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

＊お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

②上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合、

ア) 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払いを請求することはありません。

イ) 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

ウ) 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

エ) 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

オ) すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

③上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 東京都江東区新木場1丁目9番11号

株式会社ノグチ

代表取締役社長 間明行光